

花のあるまちづくり（ ）協定書

“豊かで美しいまちを目指して”「花のあるまちづくり助成要項」に基づき、前橋市まちを緑にする会（以下『甲』という。）と団体\_\_\_\_\_（以下『乙』という。）がお互いに協力して、次の条項により花のあるまちづくり協定（以下『協定』という。）を締結する。

（協定の名称）

第1条 この協定の名称は、\_\_\_\_\_花壇管理協定という。

（協定の目的となる土地の区域または所在地）

第2条 この協定の目的となる土地の区域又は所在地は、次のとおりとする。

(1) 土地の区域 別紙図面のとおりに

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

（協定の目的となる対象者の氏名）

第3条 この協定の目的となる花壇対象者の氏名は、別紙のとおりとする。

（花壇に関する事項）

第4条 乙は、第2条に掲げる土地の区域において、第3条に掲げる者と申し合わせて維持管理するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日とする。

（指導または助言）

第6条 甲は乙に対して、次の各号に掲げる事項について技術的な指導又は助言を行うものとする。

(1) 植付けの方法に関すること。

(2) 草花の種類および配植計画に関すること。

(3) 草花の栽培管理に関すること。

(4) その他草花の育成上の技術的なことに関すること。

(協力)

第7条 甲は乙が第4条に基づいて草花の植付けについて積極的に協力し、花のあるまちづくり助成要項に該当する場合には、予算の範囲内において助成するものとする。

(協定の承継)

第8条 乙は、第2条に掲げる協定の区域内の土地又は建物を譲渡する場合は、この協定の内容を、当該土地又は建物を譲り受ける者に説明し、協定の承継に努めるものとする。

(補則)

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項について、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 前橋市まちを緑にする会

代表者 会長 小川 晶 印

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印